

## 静岡県地域年金事業運営調整会議運営要領

### 1. 協議（審議）事項

#### （1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

#### （2）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

- ① 地方自治体、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む）、社会福祉施設、自治体（町内会を含む）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施状況を報告し、事業推進についてご意見、ご助言をいただく。
- ② 年金制度の普及・啓発のためエッセイ募集等の取組みについてご意見、ご助言をいただく。
- ③ その他、年金事務所が必要と認める事項についてご意見、ご助言をいただく。

#### （3）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ① 地域年金展開事業の目的の一つである「国民年金保険料の納付率向上」について、事業実施状況を報告し、業務実績の向上に関するご意見・ご助言をいただく。
- ② お客様に対するサービス提供状況やお客様満足度アンケートの結果、お客様の声等の状況を報告し、今後のサービス提供の向上に関するご意見・ご助言をいただく。

### 2. 開催

調整会議は、原則、2月の年1回とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

### 3. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

### 4. その他

事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。